

足利市出産祝い金（第3子以降）のご案内

お子さまのご誕生おめでとうございます！

足利市で生まれ育つお子さんの健やかな成長を願うとともに
多子世帯の子育て家庭の負担の軽減を図るため
『足利市出産祝い金』（第3子以降）を支給します。



支給対象となる
お子さん

令和5年4月1日以降に出生した第3子以降のお子さん
(生まれて初めての住民登録が足利市)

支給対象者
(申請者)

令和5年4月1日以降に出生した第3子以降のお子さん(生まれて初めての住民登録が足利市)を監護・養育し、かつ引き続き本市に居住するお母さん又はお父さん
※一時的な滞在、里帰り出産などは対象になりません。

支給申請手続

支給対象となるお子さんの**誕生日から起算して6ヶ月以内**に、支給申請に必要なもの(本人確認証・通帳)をご持参のうえ、窓口または郵送で申請してください。

支給対象者	支給額	必要なもの
第3子以降のお母さん・お父さん	10万円(口座振込)	<ul style="list-style-type: none">申請者の本人確認書類(運転免許証など)申請者の振込口座の通帳 ※郵送の場合はコピー

第3子以降の考え方

以下のどちらかに該当する家庭に新たに生まれたお子さん

- 2人以上のお子さんを実際に監護・養育している
 - 2人以上のお子さんを監護・養育しているが、そのお子さんと別居している
- ※お子さん(申請者と法律上の親子関係がある子ども)



申請・問合せ先

足利市役所 こども家庭政策課 子育て支援担当(2階26番窓口)

〒326-8601 足利市本城3丁目2145

TEL: 0284-20-2137(直通) ※平日8:30~17:15